契約変更理由書

神戸市

工　事　名	神戸明石線(西須磨)上法面補修工事

契約変更後の工事概要

道路土工　1式　構造物補修工　1式　舗装工　1式

契約変更後の工期

契約年月日　　：令和４年４月28日

完成期限（変更）：令和５年２月28日

工期延長　　：28日

設計変更、工期延長の理由

・既設の道路法面（法枠、モルタル吹付及び落石防止網）の修復に先立ち、現道を切り回しのうえ、仮設防護柵を設置する必要がある。現道の切り回しに先立つ試掘の結果、切り回し後の通行帯として想定していた道路路肩の端部において、舗装厚が不足していることが判明した。現道は、主要地方道で、市の指定する緊急輸送路であり交通量が多く、大型車交通もあることから舗装構成を見直す必要が生じた。
また、沿道と調整の結果、工事施工や現道切り回しにかかり騒音や振動等に対する意見があった。現道の切り回しにあたっては、通行帯が沿道建物に近寄る形態となることから、影響を鑑み、建物等の事前(後)調査を行う必要が生じた。

・現道切り回し及び仮設防護柵の設置にかかり、片側交互通行とすることが必要となり交通管理工が増工となる。

・仮設防護柵の設置に先立つ、支柱建込みにあたっての掘削工は、当初、舗装下の路床の土質条件を土砂と想定したオーガ掘削を考えていた。設置に先立つ試掘の結果、路床は軟岩であることが判明し、これに対応した掘削方法に見直す必要が生じた。

・法面の修復工に先立つ現地精査の結果、法面(肩)上方において、朽ちたり、倒れかかったり、オーバーハングしている立木が確認された。また法面下端(法尻)においては、経年により堆積した土砂から草木が繁茂していた。これらについて、将来の道路の維持管理を勘案し、立木伐採処分、法尻の水切りモルタル及びコンクリート張工の必要が生じた。

・既設落石防止網の修復については、当初、覆式の落石防止網を想定していたところ。法面の修復工に先立つ現地精査の結果、アンカー固定設置が密な密着型落石防止網であることが判明した。これにかかり既設落石防止網の撤去や修復に要する費用が増となる。

これらの理由により、工事費の増工および28日間の工期延長が必要となる。